

和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（抜粋）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (3) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。

イ 個人事業者にあつては、当該個人事業者及びその使用人で支配人、店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者をいう。

- (6) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員等

ウ ア及びイに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
- (イ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- (ウ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (エ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるもの
- (カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものであると知りながら、当該契約を締結しているもの